

「平成 26 年度の日山協選手登録(通知)」で想定される質問事例とその回答

平成 26 年 3 月 24 日現在

日本山岳協会・競技部

事例 1 (25 日山協発第 176 号 平成 26 年 3 月 6 日付け) 「平成 26 年度 各都道府県競技選手の登録について(通知)」の下記の「ブロック大会・・・」以下の文言についての質問？

(2) 国体山岳競技会参加者※都道府県大会参加者から全員登録する事(交替選手を含む)

都道府県大会参加者 都道府県大会の「締切日」⇒「申込時、(又は開催前まで)」
ブロック大会参加者ブロック大会開催日の2週間前まで(都道府県大会免除選手用)
成年男子、並びに開催県の選手 開催要項に記載(ブロック大会免除選手用)

対応 1 ・上記の文言、都道府県大会の締切日を「申込時、(又は開催前まで)」と訂正
・以下の 2 行は(で要約記載してある様に)、「(国体山岳競技規則集」13 ペ⑧(i)に記載の「日体協に定める・・・免除・・・特例措置)」によって都道府県大会(予選会)やブロック大会参加の免除を受ける場合のケースに対応する為、訂正・追記記載です。

事例 2 選手登録の変更に関して、各種の予選となる各都道府県大会に追記する文例はどうしたら良いのか？

対応 2 「平成 26 年度から日本山岳協会の選手登録制度が変更になり、日本山岳協会が主管・主催する全国規模大会や各地区(ブロック)大会の予選となる各都道府県大会から<選手登録>が必要となりました。従って、各都道府県大会時に<選手登録>を行って出場しないと、希望する上位大会への出場が出来なくなりますので、ご注意下さい。(詳細は 25 日山協発第 176 号 平成 26 年 3 月 6 日付け「平成 26 年度 各都道府県競技選手の登録について(通知)」を参照)
また、「申込書」に(選手登録する。選手登録しない)欄を設ける等の対応が必要かと思います。

事例 3 高校生選手において、「居住地」、「高校所在地」、「ふるさと」がそれぞれ異なる場合の選手登録の都道府県はどこにしたら良いのか？

例) 居住地は A 県、高校の所在地は B 県、ふるさとは C 県という高校生選手

対応3 日山協の選手登録制度であるため、規程に基づいて登録すると

- ・国体参加については「居住地」、「高校所在地」、「ふるさと」のどれかで選択可能
- ・日本選手権、ジャパンカップ、JOCジュニアオリンピックカップ、日本ユース選手権、全国高等学校選抜クライミング選手権大会及び全国総体登山大会は、国体出場都道府県がA県やC県であっても、「高校所在地」のある都道府県（B県）からの出場は可能。
- ・ただし、学校からの金銭的な補助、引率教員の確保などを考えると、高校生の選手登録は「高校所在地」であるB県がベターと思われる。

事例4 高校生選手が各都道府県の高体連に加盟していない場合、山岳共済会の年会費の免除は可能か？

対応4 山岳共済会 免除の特典は高体連登山専門部加盟の生徒を対象としているので、加盟していない場合は免除の対象外となる。